

新潟県条例第5号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(1)の2 <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下この項及び第57条において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 本人 <u>個人情報によって識別される特定の個人をいう。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下この項及び第57条において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 本人 <u>個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p>

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4)～(7) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第40条 (略)

第41条及び第42条 削除

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4)～(7) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第40条 (略)

(事業者に対する措置)

第41条 知事は、前条の処理のために必要があると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、事業者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、前項に規定する説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対して、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。

3 知事は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いが改善され

ていないと認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 知事は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた事業者が正当な理由がなく説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は前項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実に関する情報を県民に提供することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第42条 事業者のうち次の各号に掲げるものについては、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前条の規定は、適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

(5) 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第1号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

(審議手続の非公開)

第47条 第37条第1項並びに第41条第3項及び第4項の規定により審査会の権限に属させられた事項の審議の手続は、公開しない。

(他の法令等との調整等)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、第3章及び第7章の規定を適用しないこととされる保有個人情報のほか、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないこととされる保有個人情報については、適用しない。

(審議手続の非公開)

第47条 第37条第1項の規定により審査会の権限に属させられた事項の審議の手続は、公開しない。

(他の法令等との調整等)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、第3章及び第7章の規定を適用しないこととされる保有個人情報のほか、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる保有個人情報については、適用しない。

附 則

この条例は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある

経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行の日から施行する。ただし、第41条、第42条及び第47条の改正は、平成29年5月30日から施行する。